

5 その他の服務義務

服務の宣誓(国家公務員法第97条、職員の服務の宣誓に関する政令)
職員は、政令の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。

服務の宣誓は、新たに職員となった者に対して、国家公務員が民間企業等の勤労者とは異なった服務義務が課せられていることを、職務に従事する前に自覚させるために行うものです。

【宣誓の様式】

宣 誓 書

私は、国民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべき責務を深く自覚し、日本国憲法を遵守し、並びに法令及び上司の職務上の命令に従い、不偏不党かつ公正に職務の遂行に当たることをかたく誓います。

年 月 日

氏 名

法令や上司の命令に従う義務(国家公務員法第98条第1項)

職員は、その職務を遂行するについて、法令に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

国家公務員法第98条第1項は、①法令遵守義務、②上司の命令に従う義務から成っていますが、いずれも職務を遂行するに際し課せられる義務です。

信用失墜行為の禁止（国家公務員法第99条）

職員は、その官職の信用を傷つけ、又は官職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

国家公務員が、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために職務を遂行していくためには、国民の信頼が不可欠です。国家公務員が非違行為を行うことは、職員本人はもとより、職員が所属する職場に対する信頼を損ね、更には公務全体の信用を失うことになりかねません。そこでこのような行為を公私にわたって行うことを禁止しています。

▶ 信用失墜行為の例

- ・職務に直接関係するもの
業務上横領、職権の濫用、運転業務中の交通事故
- ・職務に関連するもの
職務遂行中の暴言、飲食物等の供給の受領
- ・職務と関連しないもの
休日における飲酒運転、常習賭博、勤務時間外の傷害事件

職務に専念する義務（国家公務員法第101条）

職員は、法律又は命令の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、政府がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

国家公務員法の制定目的である「国民に対し、公務の民主的且つ能率的な運営を保障すること」(国家公務員法第1条第1項)を実現するため、勤務時間中は職務の遂行に関係ない行為をしてはならないことを定めています。

▶ 職務専念義務違反の例

- ・無断欠勤
- ・勤務時間中におけるパソコンの私的利用